

平成19年度厚生労働省関係財政投融资資金計画案の概要

(単位：億円)

区 分	平成18年度 計 画 額	平成19年度 計 画 額	摘 要
○独立行政法人福祉医療機構	6,406	6,077	
1. 福祉医療貸付事業	4,197	3,787	・ 民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
2. 年金担保貸付事業	2,209	2,290	・ 年金制度の受給者に対する小口融資
○国民生活金融公庫	2,030	1,827	
1. 生活衛生資金貸付	2,000	1,800	・ 生活衛生関係営業者に対する融資
2. 年金教育資金貸付	30	27	・ 年金被保険者に対する子弟の教育資金の融資
○独立行政法人国立病院機構	333	385	・ 再編成整備、老朽建替整備、医療機械整備等
○国立高度専門医療センター 特別会計	134	73	・ 国立国際医療センター病棟更新築整備、医療機械整備等
○独立行政法人医薬基盤 研究所	14	12	・ 民間で進められる医薬品、医療機器等の研究開発における実用化研究の支援のための委託事業等
合 計	8,917	8,374	

区 分	改 善 内 容 等
<p>独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業</p>	<p>貸付条件の改善等</p> <p>(1) 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る貸付要件の緩和</p> <p>療養病床を転換する場合は、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ等貸付要件を緩和する。</p> <p>(2) 有床診療所に係る貸付要件の緩和</p> <p>有床診療所の新設が原則認められない病床過剰地域の有床診療所で、都道府県医療審議会の議を経て、特に新設の必要性が認められるものは融資対象とする。</p> <p>(3) 障害者グループホームに係る融資対象の拡大</p> <p>スプリンクラー等の消防用設備を設置する場合は、特定非営利活動法人を融資対象とする。</p>
<p>国民生活金融公庫 生活衛生資金貸付</p>	<p>貸付条件の改善等</p> <p>(1) 特別貸付</p> <p>小企業等設備改善資金特別貸付制度の貸付限度額及び貸付期間に係る特例措置の取扱期間を1年間延長する。</p> <p>(2) 振興事業貸付</p> <p>標準営業約款制度に従って営業を行う者の貸付条件を改善する。</p>

平成19年度厚生労働省関係財政投融资資金計画案の原資の内訳 (参考)

(単位：億円)

区 分	平成18年度			平成19年度		
	計 画 額	原 資 財政融資資金等	自 己 資 金 等	計 画 額	原 資 財政融資資金等	自 己 資 金 等
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	6,406	3,571	2,835 (1,215)	6,077	3,307	2,770 (1,125)
福祉医療貸付事業	4,197	3,301	896 (815)	3,787	3,172	615 (555)
年金担保貸付事業	2,209	270	1,939 (400)	2,290	135	2,155 (570)
国民生活金融公庫 (注2)	2,030			1,827		
生活衛生資金貸付	2,000	-	-	1,800	-	-
年金教育資金貸付	30	-	-	27	-	-
独立行政法人国立病院機構 (注1)	333	243	90 (30)	385	270	115 (50)
国立高度専門医療センター 特別会計	134	134	0	73	73	0
独立行政法人医薬基盤研究所	14	[産投特会 14]	0	12	[産投特会 12]	0
合 計 (注1)	8,917	3,962	2,925 (1,245)	8,374	3,662	2,885 (1,175)

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 生活衛生資金貸付及び年金教育資金貸付(国民生活金融公庫)の原資については、国民生活金融公庫に一括計上している。